

多重債務問題の解決を支援しようと、県は25日から12月2日まで、県内17か所で「借金に関する無料法律相談会」を開催する。相談は予約制（25日分は22日午後1時まで）で、地元の弁護士が応じる。県消費生活センターでは「一人で悩まず、信用できる機関に相談することが早期の解決につながる」と、利用を呼び掛けている。

複数の金融機関から自分の返済能力を超えた借金をしてしまう多重債務問題については、2010年の貸金業法の改正により、総借入残高が年収の3分の1を超える場合（住宅ローンなどを除く）、新規の借り入れができなくなったこともあり、以前に比べて落ち着きをみせている。

しかし、多額の借入残高のある人は、現在でも相当数が存在しているとみられ、依然として深刻な社会問題となっている。

多重債務に陥ると、個人の知識や努力だけでは解決がきわめて困難とされ、返済が不可能な場合、法的な手続きの検討が必要なこともある。

債務整理の方法としては、「任意整理」「特定調停」「個人版民事再生」「自己破産」があり、どの方法がよいかは法律の専門家に相談するのが近道だ。

同センターでは「多額の借金でも解決する方法は必ず見つかる。返済などで悩んでいる方は、ぜひ相談会を利用してほしい」としている。

問い合わせは県消費生活センター（023-624-0999）へ